

6

図書館との連携

図書館の役割は、出版物を収集し、整理し、保存し、そして利用に供することである。出版社から発行される書籍や雑誌は、一般の流通市場で販売されなくなったのちも、図書館において、文化的な資産として長く保存され、利用される。出版社が1冊の本を、たんなる商品としてではなく、文字どおり「出版文化」としての継承を望みつつ世に送りだすとき、図書館はまさにこの出版社の意思を受け止め、出版物に長い命を与えることができる機関であるといえる。

このように、出版文化を広く普及し、さらに後世に伝えるために、相携えて発展していくべき出版界と図書館界との間の紐帯は、近年、さまざまな要因によってほつれが目立つようになってきた。

出版界が、戦後一貫して右肩上がりの成長を続けていたころ、図書館も国民の文化的な生活の向上を支える機関として、また、市民サービスを重視した図書館人の先導によってその役割を高めていった。しかしその一方で、公共図書館における資料購入予算は、1998年(平成10)の約369億7000万円をピークに減少を続けており、2005年(平成17)には307億3000万円にまで落ち込んだ。この時期、出版界の総売上げも1996年以降マイナス成長に転じ、2005年までの10年間で、書籍販売冊数で20%、書籍・雑誌をあわせた販売金額で17%の減少となった。このように出版不況といわれるなかで、図書館の貸し出し冊数は、1975年(昭和50)の6900万点から2005年には6億1700万点と、30年間で約9倍という実に著しい増加を示した。この時期に図書館数は1048館から2953館と2.8倍になっているので、この点を勘案しても、1館当たりの平均貸し出し冊数は約3倍以上になっていることになる。

このような状況のなかで、図書館を出版不況の原因のひとつとするような意見が出されてきた。一方、図書館界では、上述の資料費削減や図書館職員における司書の減少など、環境はきびしさを増してきている。2002年から03年ころを頂点とした、作家・出版社と図書館の論争はそのような両者の現状への不満がぶつかりあったものといえよう。

この論争を経て、図書館貸し出し調査が行われ、ベストセラー本の貸し出しの実態が完全とはいえなくても明らかになった。

また、図書館をめぐる著作権問題に関しては、権利者側と図書館側で、図書館当事者間協議会が02年から開始され、図書館における著作物の利用に関して、いくつかのガイドラインが合意されるなどの成果をあげてきている。

今後、進展するデジタル化のなかで、出版社も図書館も従来の役割を大きく変えていかざるをえない状況がきている。国立国会図書館では2000年に、パッケージ系電子出版物を納本制度に含める法改正が施行され、さらにネットワーク系電子出版物の収集も準備されている。大学図書館では、海外学術雑誌を中心として、資料の電子化が急速に進んでいる。また、インターネット上の膨大な情報を瞬時に検索する検索エンジンの高度化は、収集した図書の分類・整理と、熟練した司書の手引きによって必要な情報を利用者に提供していた従来の図書館のあり方に対し、大きな問題提起を行っているようにもみえる。

このような問題は、実は出版界そのものにおける問題提起でもあり、出版界と図書館界は、相互理解のもとに連携を深めていく必要がある。

この意味で、学校図書館整備推進計画の策定に関して、図書館界と出版界が連携し国や地方自治体に対して、施策の充実を求めてきていることは大きな意味がある。01年の「子どもの読書活動推進法」ならびに05年の「文字・活字文化振興法」施行にともなう施策の一環として、07年度から11年度までの5年間で総額約1000億円（毎年約200億円）が「新学校図書館図書整備5か年計画」として地方交付税措置された。今後それぞれの自治体での予算化が必要であるが、将来に向けての大きな進展であるといえよう。

A | 図書館整備に向けた出版界の協力

A-1 納本制度と国立国会図書館

◆納本制度と代償金

国立国会図書館は、日本で唯一の納本図書館であり、わが国で発行されたすべての図書、小冊子、逐次刊行物（雑誌や新聞、年鑑）、楽譜、地図、映画フィルム、マイクロフィルム資料、点字資料およびCD-ROM、DVDなどパッケージで頒布される電子出版物（音楽CDやゲームソフトも含む）などは、同館に納入されなければならない